

大阪府立母子保健総合医療センター手術棟増築工事
基本計画・基本設計その他業務委託公募型プロポーザル評価基準

1. 総合評価点（100点）

総合評価点 = 技術評価点（80点） + 価格評価点（20点）

技術評価点 = 実施体制評価（30点） + 提案書及びヒアリング評価（50点）

2. 実施体制評価（30点）

(1) 実施体制評価項目と配点

提出された実施体制書（様式2号～4号）に基づき評価する。

評価項目		評価の視点	配点（30点）	
企業	(1)実績	企業の実施設設計の実績(1件)について、 施設規模[別表1]、設計地域[別表2]により評価	企業	5
	(2)資格	主任技術者の資格について、 資格[別表3]により評価	管理技術者	
主任 技術者			意匠	—
			構造	3
			電気	3
(3)実績	配置技術者の実施設設計の実績(各1件)について、 施設規模[別表4]、設計地域[別表5]、 携わった立場[別表6]により評価	管理技術者		3
		主任 技術者	意匠	2
			構造	1
			電気	2
(4)経験年数	配置技術者の経験年数について、 管理技術者[別表7]、主任技術者[別表8]により評価	管理技術者		2
		主任 技術者	意匠	1
			構造	1
			電気	1
			機械	1

※上記の評価において、管理技術者、意匠及び構造の主任技術者の評価点数の合計が、6.5点に満たない場合は「ヒアリング対象者」に選定しない。

※電気及び機械の主任技術者の評価点数の合計が、6点に満たない場合は、「ヒアリング対象者」に選定しない。

(2) 企業の実績評価

企業の実施設設計業務実績(1件)は、下記の計算方法により算出した値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで）を評価点とする。

企業の実績評価点 = 配点 × 施設規模[別表1]の乗率 × 設計地域[別表2]の乗率

[実績の条件]

実績は元請け（設計JVは除く）とし、以下のすべてに該当するものとする。

イ. 病床200床以上の病院の新築、改築又は増築とする。

但し、増築の場合は、増築部分の病床が200床以上あること。

- ロ. 平成13年4月から平成23年3月までの間に実施設計業務を完了したもの。但し、参加表明書提出時に実施設計業務中のものは不可。

[別表1] 施設規模

実施設計した病院の規模	配点に対する乗率
(1) 病床400床以上の病院	1.0
(2) 病床300床以上の病院	0.8
(3) 病床200床以上の病院	0.6

注1 仮設は除く。増築の場合は増築部分の規模とする。

注2 実績を記載する場合は、その確認ができる書類を添付すること。なお、記載内容に虚偽内容が認められた場合及び事実と異なることが判明した場合は失格とし、申請をしたものに対して入札参加停止措置等を行うことがある。

[別表2] 設計地域

実績の地域	配点に対する乗率	左記に対応する地域
大阪府内	1.0	大阪府
近畿圏内	0.8	京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県
上記以外	0.5	上記以外

(3) 配置技術者の資格評価

主任技術者の資格は、技術者毎に以下の計算方法により、算出した値(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで)を評価点とする。

主任技術者【構造・電気・機械】の実績の評価点＝配点×資格[別表3]の乗率

[別表3] 資格

専門分野	評価する技術者の資格	配点に対する乗率
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.7
電気 機械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士・建築設備士	0.7

(4) 配置技術者の実績評価

管理技術者及び各主任技術者の実施設計業務実績(各1件)は、技術者毎に以下の計算方法により算出した値(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで)を評価点とする。

各技術者(管理技術者、主任技術者【意匠・構造・電気・機械】)の実績の評価点
＝配点×施設規模[別表4]の乗率×設計地域[別表5]の乗率×携わった立場[別表6]の乗率

[評価実績の条件]

実績(設計JVは除く)は、以下のすべてに該当するものとする。

イ. 病床200床以上の病院の新築、改築又は増築とする。

但し、増築の場合は、増築部分の病床が200床以上あること。

- ロ. 平成13年4月から平成23年3月までの間に実施設計業務を完了したもの。但し、参加表明書提出時に実施設計業務中のものは不可。

[別表4] 施設規模

実施設計した施設の規模	配点に対する乗率
(1) 病床400床以上の病院	1.0
(2) 病床300床以上の病院	0.8
(3) 病床200床以上の病院	0.6

注1 仮設は除く。増築の場合は増築部分の規模とする。

注2 実績を記載する場合は、その確認ができる書類を添付すること。なお、記載内容に虚偽内容が認められた場合及び事実と異なることが判明した場合は失格とし、申請をしたものに対して入札参加停止措置等を行うことがある。

[別表5] 設計地域

実績の地域	配点に対する乗率	左記に対応する地域
大阪府内	1.0	大阪府
近畿圏内	0.8	京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県
上記以外	0.5	上記以外

[別表6] 携わった立場

過去の立場	本業務での立場	管理技術者	主任技術者
	配点に対する乗率		
管理技術者		1.0	1.0
主任技術者		0.8	1.0 (※)
上記以外		0.4	0.8

(※) 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る

(5) 配置技術者の経験年数評価

管理技術者及び各主任技術者の経験年数は、技術者毎に以下の計算方法により算出した値(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで)を評価点とする。

各技術者の経験年数の評価点 = 配点 × 管理技術者[別表7]又は主任技術者[別表8]の乗率

[別表7] 管理技術者

経験年数	配点に対する乗率
23~	1.0
18~22	0.9
13~17	0.7
12	0.6
~11	0

[別表8] 主任技術者

経験年数	配点に対する乗率
13~	1.0
8~12	0.8
5~7	0.6
4	0.5
~3	0

(6) 実施体制評価の合計点が同一になった場合

実施体制評価の合計点が同一になった場合は、以下の方法により順位付けを行う。

①実施体制評価について、下記優先順位の順に評価点の高い者から上位とする。

優先順位 1 : 主任技術者【意匠・構造・電気・機械】の業務実績

優先順位 2 : 主任技術者【意匠・構造・電気・機械】の経験年数

②上記①で選定できない場合は、実績評価点について、下記優先順位の順に評価点の高い者から上位とする。

優先順位 1 : 主任技術者【意匠】の業務実績

優先順位 2 : 主任技術者【意匠】の経験年数

③上記②で選定できない場合は、管理技術者及び主任技術者【意匠】の実績の病床数の合計が大きい者から選定する。

3. 提案書及びヒアリング評価（50点）

（1）提案書及びヒアリング評価項目と配点

提出された提案書及び管理技術者、主任技術者【意匠】・【電気】又は【機械】に対して行うヒアリングにより、独創性、具体性、的確性、実現性等を考慮して総合的に評価する。

評価項目		評価の視点	配点 (50点)	
技術 提案 課題	【施設計画】 医療スタッフ・患者 等が利用しやすい 機能的・効率的な施 設計画、コスト縮減 等への配慮につい て重視すること。	手術棟の部門間の 連携等への配慮	手術部門、ICU部門、小児救急部門及び中央 材料部門間の連携及び物品等の搬送について配 慮した提案となっているか。	10
		増築・改修工事に おける配慮	診療機能・療養機能を継続しながらの手術棟増 築工事(接続部分の改修工事を含む)において、 配慮した提案となっているか	7
		建設コストの縮減 への配慮	施設の安全性、品質確保を基本としながら、構 造計画や施工上のコスト縮減に配慮した提案と なっているか。	3
	【環境配慮】 建築物の総合環境 性能において重視 すること。	省エネルギー及び ヒートアイランド 対策への配慮	省エネ・ヒートアイランド対策の観点から建築 計画と設備計画が一体的に検討され、運用面ま で考慮して、効率的・効果的で実現性のある提 案となっているか。	5
	【維持管理】 メンテナンス及び 維持管理コストの 低減を図るため、建 築計画・設備計画の 両面で重視するこ と。	施設の長期利用の 視点に立ち、メン テナンスを容易に するとともに、維 持管理コストの低 減への配慮	将来の補修や設備更新等のメンテナンスを容易 にし、維持管理コストの低減に配慮した設備ス ペース、点検スペースの配置や設備システム等 の考え方が適切か。	5
	【デザインビルド】 デザインビルド方 式による発注に当 たり重視すること。	本増築工事におけ るデザインビルド 方式の課題とその 対応策	参加企業の形態(単独企業又は連合体(建設企業 と設計事務所))を踏まえた契約のあり方、基本 設計意図を実施設計者へ伝達するための工夫、 発注者と受注者の適切なリスク分担など事業を 円滑に進めるための仕組みが提案されている か。	10
業務の 実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴		5	
	本業務への取組み意欲		5	

※ 上記の評価において、50点の配点中、30点に満たない者は、「最優秀提案者」に特定しない。

（2）提案書及びヒアリング評価

業務の実施方針及び技術提案は、評価項目毎に[別表9]及び[別表10]により評価し、その評価に対する乗率を乗じ算出した値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで）を合計した選定委員の点数の平均値を評価点とする。

[別表9]技術提案に対する評価基準

評価	乗率
A 優れている	1.0
B やや優れている	0.8
C 普通	0.6
D やや不十分	0.4

[別表10]業務の実施方針に対する評価基準

評価	乗率
A 優れている	1.0
B やや優れている	0.8
C 普通	0.6

4. 価格評価点（最高点は20点）

提案された価格は、以下の計算方法により算出した値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで）を評価点とする。なお、提案された価格が病院機構の示す概算委託料を上回る場合は、「0点」とする。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{点} \times (\text{最低価格} (\ast) / \text{提案された価格})$$

※ 一次選定された技術提案書提出者のうち、最も低く提案された価格をいう。

※ 最低価格が、病院機構が別途定める価格を下回った場合は、別途定める価格を本委託業務の最低価格とする。病院機構が別途定める価格は、概算委託料を元に算出した最低制限価格に相当する額とする。

5. 総合評価点が同一になった場合

総合評価点が同一になった場合は、以下の方法により順位付けを行う。

- ① 価格評価点の高い者とする。
- ② 提案書及びヒアリング評価の高い者とする。
- ③ 上記②で選定できない場合は、【施設計画】の評価点の高い者とする。
- ④ 上記③で選定できない場合は、主任技術者【意匠】の実績の中で病床数の大きいものから選定する。